

官報

號外

明治四十四年一月二十九日

日曜日

印刷局

○第二十七回 帝國議會 衆議院議事速記録第六號

明治四十四年一月二十八日(土曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第五號 明治四十四年一月二十八日

午後一時開議

- 第一 東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三 船舶法中改正法律案(米田稷君外) 第一讀會
- 第四 船舶検査法中改正法律案(二名提出) 第一讀會
- 第五 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案(花井卓藏君提出) 第一讀會
- 第六 鐵道建設ニ關スル建議案(阿部德三郎君外四名提出)
- 第七 陰陽連絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案(恒松隆慶君)
- 第八 (特別報告第一號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第九 (特別報告第六號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十 (特別報告第十一號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十一 (特別報告第二號)水害地方田畑府縣稅免除ノ請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第三號)玉川河身改修國庫支辨工事ヲ第一期計畫ニ繰上ルノ請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第十號)天龍川國庫支辨改修ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第九號)天龍川橋梁架設ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第七號)利根川水害豫防工事速成ノ請願外五件 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第四號)軍人恩給法附則改正ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第五號)羽越線速成ノ請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第八號)區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第十二號)區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第十四號)松江監獄濱田分監移轉ノ請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第十五號)國有土地森林原野下戻申請期間繼續法案制定ノ請願外十四件 (委員長報告)

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

民事訴訟法中改正法律案

提出者 橫山金太郎君 齋藤 二郎君

陰陽連絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 恆松 隆慶君 富島 暢夫君

提出者 早速 整爾君 河上 英君

民事訴訟法中改正法律案

提出者 豐增 龍次郎君 高木益太郎君

提出者 松野 祐次郎君 齋藤 二郎君

裁判所構成法中改正法律案

提出者 豐增 龍次郎君 高木益太郎君

提出者 松野 祐次郎君 齋藤 二郎君

國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案

提出者 齋藤 一一郎君

一 去二十六日桂内閣總理大臣ヨリ左ノ通り政府委員任命相成タル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員被仰付

一 豫算委員ノ補闕選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第二部豫算委員 大野 龜三郎君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一 去二十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

明治三十八年法律第十七號中改正法律案外二件

板東 勘五郎君 篠井 甚吉君

佐治 幸平君 黃金井 爲造君

野添 宗三君 丸山 孝一郎君

日本勸業銀行法中改正法律案外三件

佐竹 作太郎君 高橋政右衛門君

長島 鷺太郎君 西谷 金藏君

景山 甚右衛門君 水品平右衛門君

大藏書記官 長島 隆二

大藏書記官 森 俊六郎

三浦 覺一君

豐增 龍次郎君

關口 安太郎君

山田 桃作君

高橋 直治君

有田 源一郎君

名村 忠治君 富安 保太郎君 伊東 要藏君
細川 義昌君 春田 祐清君 榑田 清兵衛君
片岡 直溫君 森 正君 綾部 惣兵衛君
鈴木 寅彦君 荒谷 桂吉君 神保 東作君
關 和知君 木村 良君 須藤 嘉吉君
中村 豐次郎君 稻茂 登三郎君 細野 次郎君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

公共團體ニ對スル工事補助費繰越使用ニ關スル法律案委員會
委員長 水品平右衛門君 理事 木下 義之君

日本勸業銀行法中改正法律案外三件委員會

委員長 佐竹 作太郎君 理事 長島 鷲太郎君
森 西谷 金藏君 正君

明治三十八年法律第十七號中改正法律案外二件委員會

委員長 三浦 覺一君 理事 筏井 甚吉君

○議長(長谷場純孝君) 會議ヲ開キマス、御諮リヲ致シマス、豫算委員第二分科會及第七分科會委員長ヨリ本會會議中分科會ヲ開キタイト云フ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、明治四十一年法律第十一號中改正法律案外一件委員會ノ委員長ヨリ本會會議中同委員會ヲ開キタイト云フ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、請願委員神前修三君病氣ノため辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、許可スルコトニ致シマス、而シテ同君ハ第五部選出ニ付キ、同部ノ諸君ハ補缺選舉ノ上、速ニ御居アラント望ミマス、明治四十三年勅令第二百二十四號承諾ヲ求メル件外十一件委員島田三郎君ヨリ病氣ノため辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ決シマス、而シテ此委員ハ議長指名デアリマスカラ、議長ハ其補缺トシテ高木益太郎君ヲ指名致シマス、朝鮮ニ於ケル貨幣整理ノため生ジタル債務ヲ貨幣整理資金特別會計ニ轉屬セシムル件ニ關スル法律案外三件委員、大坂金助君病氣ノため辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、而シテ其補缺トシテ阿部孫左衛門君ヲ指名致シマス、帝國鐵道會計法中改正法律案外二件委員石田仁太郎君、病氣ノため辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、許可致シマス、而シテ其補缺トシテ平島松尾君ヲ指名致シマス、議員阪口仁一郎君、千原正次郎君病氣ノため今二十八日ヨリ十日間請假ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、議員多木榮次郎君ヨリ病氣ニ付テ今二十八日ヨリ三週間請假ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、許可スルコトニ決シマス、日程第一、東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス——若槻大藏次官

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノため茲ニ掲載ス以下之ニ倣フ)

第一 東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案(政府 第一讀會提出)

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案

東京府管内八丈島ノ地租ハ黃綬一段ニ付金一圓七十二錢五厘ノ割合ニ依リ換算シ現金ヲ以テ翌年五月限リ之ヲ納付スヘシ

附則

本法ハ明治四十二年分地租ヨリ之ヲ適用ス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 八丈島ニ於テハ今日尙物品デテ地租ヲ徵收シテ居リマスガ、之ヲ既往五箇年間ノ平均ノ相場ニ依ッテ金納ニ改正シヤウト云フノガ、本案ノ趣意デアリマス、デ伊豆七島ノ中デ外ノ島ハ皆金納ニナッテ居リマスノニ、此八丈島ダケガ獨リ物品納ニナッテ居リマスノデ、常年ハ屢々金納ニ變更セラレンコトヲ請願シテ居ッタデアリマス、此度法律ノ改正ヲ致ス次第デアリマスカラ、ドウガ御協賛ニ相成ランコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御質疑ガナイト認メマスカラ、日程ノ第二、右議案ノ審查ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○菅原傳君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託スルト云フコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第三、第四ハ關聯セル議案ナルニ依リ一括シテ議題トナスニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、船舶法中改正法律案外一件ノ一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——米田權君

第三 船舶法中改正法律案(米田稷君外二名提出) 第一讀會
第四 船舶検査法中改正法律案(米田稷君外二名提出) 第一讀會

船舶法中改正法律案
船舶法中左ノ通改正ス
第二十條中「總噸數二十噸未満又ハ積石數二百石未満ノ船舶」ヲ「總噸數三十噸未満又ハ積石數三百石未満ノ船舶」ニ改ム
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

船舶検査法中改正法律案
船舶検査法中左ノ通改正ス
第一條第一號ヲ左ノ如ク改ム
「總噸數三十噸未満又ハ積石數三百石未満ノ帆船」

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○米田稷君 此案ハ簡單デスカラ、自席カラ一應聲明致シマス、此案ハ二案アリマスガ、關聯シテ案デアルカラ、一括シテ其理由ヲ簡單ニ述ベマス(「分ラナイ」登壇)ト呼フ者アリ)是ハ詰リ船舶噸數ニハ二十噸未満トアルノデ、三十噸未満ト云フコトニ改正致シマス、ソレカラ検査法モ同一ニ「噸數二十噸未満」トアルノヲ「三十噸未満」ト改メ「二百石未満」ヲ「三百石未満」ト云フコトニ改正致シマス趣意ナシマス、本案ハ極ク簡單明瞭ノ案デゴザイマス、サウ深ク理由ト云フモノハ無イノデゴザイマス、此理由書ニ大體ハ示シテアルノデゴザイマスガ、前回ニ於キマシテ此趣意ヲ以テ請願致シタノデゴザイマス、然ルトコロ請願委員會ハ全會一致ヲ以テ採擇スルコトニ可決致シタ、隨テ本院モ全會一致ヲ以テ採擇ト云フコトニ可決シタ次第デゴザイマス、願クハ本案ハ宜シク皆サニ於テ御賛成アラント願ヒマス
○議長(長谷場純孝君) 即チ第二、第四ノ案ヲ一括シテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ議題ニ供シマス
○菅原傳君 右二案ニ付テハ唯今提出者ヨリ説明モアリマシタケレドモ、是ハ委員ニ付託シ調査ノ上決定スルコトヲ至當ト思ヒマスカラ、一括シテ議長指名ノ委員ニ付託セラレント願ヒマス
(贊成ト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 日程第三、第四ノ案ハ一括シテ議長指名ノ特別委員九名ニ付託スルコトニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ、其通り決シマス、日程第五、朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス
提出者花井卓藏君

第五 朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案(花井卓藏 第一讀會
君提出)
朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案
第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス
第六條 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ明治四十八年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有スルモノトス

(法學博士花井卓藏君登壇)
(拍手起ル)
○法學博士花井卓藏君 諸君、本案ハ極メテ重大ナル問題デゴザイマス、説明ノ理由ハ最モ簡略ニ述ベヤウト存シマス、立法權ハ立法部之ヲ司リ、斷シテ行政部ニ讓ルベカラズ、法律事項ハ法律之ヲ定メ、斷シテ命令ニ讓ルベカラズ、是ガ提出ノ理由ノ根本義デゴザイマス、憲法第五條第三十七條ハ本員見ルトコロノ如クニ、語テ居ルノデゴザイマス、憲法ノ精神解釋致シマシテハ、本員見ルトコロト毫モ異ナラザルモノデゴザイマス、此ノ如クニシテ立憲政治ガ生命アラシメンコトヲ欲スル趣旨ニ於テ提出致シマシタルトコロノモノガ、即チ本案デゴザイマス、法律ニ代ルベキ命令、即チ緊急勅令、之ヲ以テ法律ノ委任ニ基ケル命令、即チ委任命令權ヲ授ケルト云フガ如キ事例ハ、憲法アリシヨリ以來議會アリシヨリ以來未ダ曾テ有ラザルトコロノモノニ屬セルコトヲ吾々ハ記憶セナケレバナラヌデアリマス、政府ハ屢、緊急勅令ヲ發シタリト雖モ、議會ハ曾テ緊急勅令ニ承諾ヲ與ヘ、若クハ與ヘザリシコトアリト雖モ、未ダ曾テ本案ノ如ク緊急勅令委任命令ヲ併セ兼ネタルトコロノ勅令案ヲ出シタルコトハ曾テ無イノデゴザイマス、此問題ハ已ニ本院ノ議ニ付セラレタル明治四十二年勅令第二百二十四號ノ議ニ於キマシテ質問モゴザイマシタシ、政府ノ意見モ表明セラレマシテ、今將ニ委員會ニ於テ開ハレツ、アル際デゴザイマスカラシテ、議論ヲ此場ニ紹介ヲ致スト云フコトハ致シマセヌ、本員ノ望ムトコロハ學術上ノ議論如何ニ拘ハラズ、政治家ノ態度トシテ憲法ノ欲スルコロニ從ヒ、憲法ノ望ムトコロニ副ハンコトヲ努メラルベキガ至當ナリト信ジテ居ルノデアアル、憲法ハ正則ノ立法ヲ欲シテ居ル、望ムデ居ル、變例ノ立法ヲ欲シナイノデアアル、望ムナインデアアル、欲スルコロニ從ヒ、望ムトコロニ副ヒ、欲セザルトコロヲ避ケ、望ムザルトコロヲ避ケント欲スルノガ、立憲政治ノ面目ナリト信ジテ居ルノデゴザイマス、本員ハ勅令案ノ更ニ再ヒ議ニ付セラル、ニ當リマシテ大ニ論ジテ政府ノ誤レル點ヲ爭ハント欲スルノデゴザイマス、今日ハ之ヲ致シマセヌ、願ハクハ勅令案ノ委員ニ付託セラレマシテ御研究ヲ願ヒタイト云フコトヲ申シテ此壇ヲ降リ積リデゴザイマス、尙一言致シテ置キマスガ理由ノ要領ハ理由書ニ認メテ置キマシテ、御配付ヲ致シテ置キマシタ、此趣旨ヲ敷衍ヲ致スト云フコトヲ省カンガタメニ速記録ニ載セラレント要求致シマス

(參照)

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案理由書
朝鮮ハ人情風俗其ノ他各種ノ事情内地ト異リ同一ノ法令ヲ以テ之ヲ律スルコトヲ得ス而シテ又時ニ機宜ノ措置ヲ施スノ要アルコト政府見ル所ノ如シ故ニ朝鮮總督ニ授クルニ命令ヲ以テ法律事項ヲ規定スルノ權ヲ以テセムトス

二 明治四十二年勅令第三百二十四號ハ本法ノ規定ト其ノ内容ヲ同シクセリト雖非常命令ヲシテ將來ニ效力ヲ保タシムルハ憲法ノ常規ニ反リ又立法權ヲ重ムスル所以ニアラス從テ議會ハ發令當時ノ事情如何ニ拘ラス事後承諾ヲ與ヘサルヘキヲ信セムトス故ニ法律ヲ以テ朝鮮總督ニ授クルニ前項ノ權ヲ以テセムトス

三 議會假ニ緊急勅令ニ對シ事後承諾ヲ與フルモノトスルモ勅令ハ法律ニアラサルヲ以テ如何ナル方法ニ依ルモ之ヲ修正シ若ハ改廢スルコトヲ得ス而シテ修正改廢ノ餘地ヲ存スル法律ヲ制定シ現在並將來ノ立法ニ便スルハ協贊權ヲ活動スル所以ナリ況ヤ本案ノ如キ規定ハ性質上法律ヲ要スル事項ニ屬スルニ於テオヤ參照法律左ノ如シ

四 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件(明治三十九年法律第三十一號)ハ法律ヲ以テ制定セラレタリ
停廢處罰ニ關スル件(明治三十八年法律第三十八號)外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券ノ偽造變造及模造ニ關スル件(明治三十八年法律第六十六號)ハ法律ヲ以テ制定セラレ緊急勅令ニ代ヘラレタルモノナリ

○松田源治君 花井君ニ質問致シマスガ、花井君ノ所說ハ法律ヲ以テ規定スルコトが正道ナル、此點ニ付テハ、本員之ヲ諒スルノデゴザイマス、然レニ此法律案ノ理由書ノ第三ニ付キマシテハ、本員花井君ト異ナルトコロノ見解ヲ有シテ居ルノデゴザイマス、花井君ノ見解ハ議會假ニ緊急勅令ニ對シ事後承諾ヲ與フルモノトスルモ、勅令ハ法律ニアラザルヲ以テ如何ナル方法ニ依ルモ之ヲ修正シ若ハ改廢スルコトヲ得ス、而シテ修正改廢ノ餘地ヲ存スル法律ヲ制定シ、現在並將來ノ立法ニ便スルハ協贊權ヲ活動スル所以ナリ花井君ノ說ニ依リマス、緊急勅令ニ事後承諾ヲ議會ガ與ヘマシテ、其後ニ其緊急勅令ヲ法律ヲ以テ修正シ、改廢スルコトヲ得ルナリト云フ意見デゴザイマスガ、此意見ハ憲法ノ如何ナル所ニ根據ヲ有セラレテ居ルノデゴザイマス、本員ノ見ル所ニ依リマスレバ、緊急勅令ハ法律ニ規定スベキモノヲ政府ガ花井君ノ所謂變則立法ニ據リマシテ規定シタモノデアリマスカラシテ、議會ニシテ承諾ヲ與ヘバ法律ト當然同一ナル效力ヲ有シテ居ルノデゴザイマス、其形式ガ緊急勅令ナルト法律ナルト問ハヌノデゴザイマス、故ニ本員ハ緊急勅令ハ法律ニ依ッテ修正スルコトモ出來レバ、改廢スルコトモ出來ルコト云フコトヲ信ジテ居ル、又法律モ緊急勅令ニ於テ修正シ改廢スルコトガ出來ルモノト信ジテ居ルノデゴザイマス、憲法ノ九條ニ依リマシテ、憲法ノ九條ノ行政命令、憲法ノ所謂行政命令ハ、是ハ法律ト命令ノ共同事項ナル、立法事項ニシヤウガ、命令事項ニシヤウガ差支ナイ事項ナル、一度憲法九條ノ行政命令ヲ法律ヲ以テ規定シタ時分ニハ、法律ニ依ラザレバ變更スルコトガ出來ナイ、即チ第九條ニ「但命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス」ト書イタル、命令ハ法律ハ變更ハ出來マセケレドモ、緊急勅令ナルモノハ元ト法律ノ規定スベキ規程ヲ非常立法ニ依ッテ、政府ガ緊急命令ヲ發布シタルモノデアリマスカラ、議會ニ於テ承諾スレバ、其後法律ニ依ッテ改廢變更修正ハ自由デアアルノデゴザイマス、緊急勅令ハ承諾スルニ付テハソレハ承諾スルカ、非認スルカ、二途アルノミ、修正ノ權利ハアリマセケレドモ、一度議會ガ承諾シタル以上ハ、修

正改廢ハ自由デアアルト云フコトハ、憲法ノ第八條、九條ニ依ッテ明カニナッテ居ルノデゴザイマス、憲法上法律ヲ以テ規定ノ出來ナイ事項ハ、即チ大權事項デアル例ヘバ官制ヲ定メルトカ、陸海軍ヲ統帥スルコトカ、戰ヲ宣シ和ヲ講ジ諸般ノ條約ヲ締結スル、或ハ戒嚴ヲ宣告スルコトカ、爵位、勳章、榮典ヲ授與スルコトカ、大赦、特赦、減刑、復權等ヲスルコトハ、是ハ大權事項デアラデ、立法ノ事項ト兩々相對シテ毫モ互ニ其侵犯ヲ許サヌノデアアル、然レニ緊急勅令第八條ノ事項ハ元ト法律ニ依ッテ規定スベキ事項デアラデ、是ハ立法事項デアアル、法律ニ依ッテ規定スベキ當然デアアル、政府ハ緊急已マラ得ズト認メタルガ故ニ、緊急勅令ノ形ヲ取ツタ以上ハ之ニ議會ガ承諾ヲ與ヘタル以上ハ、改廢修正ハ自由デアアルト論ジナケレバナラヌニ拘ハラズ、花井君ハ第三ノ理由書ニ依ッテ緊急勅令ハ法律ニ依ッテ改廢修正ガ出來ナイト云フコトヲ論ズルノハ如何ナル點ニ根據ヲ置カレタルデアアルカ、法律ハ大權事項ヲ除クノ外ハ法律ヲ規定スルコトガ出來ル、憲法ノ變更ハ許サヌケレドモ法律其他大權事項、憲法ヲ除クノ外ハ法律ハ萬能デアルニ拘ハラズ、緊急勅令ガ法律ニ依ッテ廢止セラレ、法律ニ依ッテ修正サレルト云フコトハ如何ナル御論據ニ依ルノデアアルカ、其詳細ノ御答ヲ望ミマス第二ニ……

○法學博士花井卓藏君 一ツツ、御答致シマス、唯今ノ御問ノ事項ハ至極理由ハ長クアリマスケレドモ、御問ノ趣旨ハ甚ダ簡單デアアル、簡單ニシテ而シテ松田君ノ全ク憲法ヲ解セラル、コトノ誤リナリト私ハ信ジテ居ル、御意見ハ然レベキ機會ニ於テ聞ハスコトハ毫モ避クルトコロデアリマス、松田君ノ御問ノ趣旨ハ緊急勅令ト云フモノニ對シテ承諾ヲ與ヘタナラバ直ニ法律トナリ得ルノデアアル故ニ、議會ハ修正改廢ハ自在ナリト論ゼラレルノデアアル、本員ニ向ッテ本員ノ解釋ハ憲法上如何ナル條規ニ依ルカト云フ御問デアリマスガ、本員ハ松田君ノ解セラル、コトハ、憲法ノ條規ハ勿論、憲法ノ精神ニ夢ニダモ見テ居ルトコロデアリト御答致シマス、即チ勅令ハ承諾ヲ與ヘタルト雖モ依然トシテ勅令デアアル、承諾ヲ與ヘタルガ故ニ法律ニ化スルモノデアナイ、法律ニ代ルベキモノト致シマシテモ即チ命令デアアル、法律自體ハナインデアアル、松田君ハ憲法ニ於テノ專門家ト見エマシテ、始終憲法論ヲナサルノデアリマスガ、緊急勅令ニ承諾ヲ與フレバ、忽チ法律ト化シ去ル如キモノデアアルト云フ御見解ヲ御採リニナリマシタガ、憲法ハ其誤解ヲ嘆息スルノデアラデ、政府ガ緊急勅令ヲ濫發スルヨリモ松田君ノ見解ハ大ニ誤リト思ヒマス、是以上ノ爭ハ然レベキ機會ニ於テ學術上ノ議論ト致シ、政治問題ト致スコトヲ避ケタノデアアル、唯夫レ緊急勅令モ承諾ヲ與フレバ法律デアアルガ故ニ、議會ニ於テ修正改廢ハ自在ナリト云フ御論結ニ至リマシテハ、本員寧ロ其大膽ニ驚カザルヲ得ヌノデアアル、是ダケノ答辯デ宜カラウト思フ

○松田源治君 法律ニナルト云フコトハナイン、勅令ハ勅令デアルケレドモ、勅令ハ法律ニ於テ變更ガ出來ルノデアアル、即チ第九條ニ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトハ出來ヌケレドモ、法律ハ大權事項ト憲法ヲ除ク以外ニ於テハ、自由ニ勅令ヲ改廢スル權利ガアル、即チ本員ハ緊急勅令ヲ議會ガ承諾ヲ與ヘテモ法律ニナルト云フコトハ云ハヌ、勅令ハ勅令デアアル、法律ノ實質ヲ有スル勅令デアアル、此勅令ハ法律ニ於テ變更スルコトハ憲法ハ禁ジテナイ勅令ヲ以テ法律ヲ改廢スルコトハ出來マセヌ、法律ハ憲法及天皇ノ大權事項ヲ除クノ外ハ自由自在デアアル、此點ニ付テ花井君ノ憲法ノ解釋ハ違ッテ居ルト信ジテ居リマス、併シ是ハ議論デゴザイマスカラ、此處デ止メテ置キマス、之ニ對スル御答辯ガアレバ其答辯ヲ承リマシテ、第二ノ質問ヲ致サウト思ヒマス
○法學博士花井卓藏君 御問ハ能ク分リマシタ、是ハ御問ノ趣旨ハ分リマシタガ、根據ガ誤ッテ居ル、松田君ハ緊急勅令ニ承諾ヲ與ヘタナラバ、法律ト同ジキ效力ヲ有スル、

然レドモ命令タルニ於テハ本員ノ見所ト異ナラズ、法律ト同一ノ效力ヲ有スル以上ハ法律ト同ジキ取扱ヲナシテ、議院ハ修正改廢ヲナシ得ルニアラズヤト、斯ウ云フ御趣旨ニ承リマシタ、前問ヨリハ稍、理論的ニ傾イテ參リマシタ、其御趣旨ニ於キマシテモ、松田君ノ御論ハ依然トシテ誤リ居ルト本員ハ思フノデア、帝國憲法ノ第五條ニハ「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」ト斯ウ書イタル、而シテ其第二十七條ニハ「總テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス」ト斯ウ書イタル法律事項ニ對シテ立法ノ權ヲ有スルハ帝國議會ニ在リ、法律事項ハ常ニ必ズ帝國議會ノ協贊ヲ經ザルベカラズト定メラレタル、承諾ヲ與ヘタリト雖モ勅令ハ勅令ナル、命令ハ命令ナル、命令勅令ツレニ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テハ、變ジテ立法ノ權、行政ノ權ヲ議院ガ有スルツラ規程ハ帝國憲法第何條ニアリヤト反問セザル得ヌノデア、私ハ平生松田君ノ議論ニ敬服シテ居ル、本員ノ議論ハ屢、此議院ニ破レルモ、松田君議員トナラレシ以來、大ニ宿昔ノ目的ヲ達シタル點多キヲ覺エテ居ル、併ナガラ唯今ノ如キ御質問ヲナスツテハ、憲法ニ對スル知識ノ輕重ヲ松田君ニ問ハナケレバナラヌヤウニナル、是以上ハ意見デアリマスカラ述ベマセヌ、勅令ニ關シテ議院協贊ノ權ヲ保持ツ云フ規程ハ何處デアリマス、日本ニハアリマセヌ、歐洲諸國ノ憲法ヲ見マシテモ、命令勅令ニ關シテ議院立法權ヲ有シ、協贊權ヲ有スルツラ規程ハ斷ジテナシ、學理論トシテハ更ニナシデアルト云フコトヲ明言ヲ致シテ置キマス

○松田源治君 問題ガ外レテ居リマスカラ急所ヲ突キマセウ、花井君ハ勅令ト云フモノハ法律ヲ以テ變更改廢ガ出來ナイト云フコトヲ絶叫スルノデア、勅令ハ——大權事項ニアラザル、勅令ハ法律ニ於テ改廢修正ハ自由ナル、法律ヲ勅令改廢スルコトハ出來ナイコトハ憲法第九條ノ但書制限ガアル、法律ハ萬能ナル、此點ニ於テ大權事項ト憲法ヲ除ケバ、命令ノ變更改廢ハ自由ナル、然レニ勅令ナルモノハ法律ニ依ツテ改廢修正ノ出來ナイト云フ意見ヲ有セラレテ居ルノカ、隨分皮肉ナル御答デアリマシタガ、本員ハ皮肉ナルコトハ申シマセヌガ、詰リ憲法ノ解釋ハ花井君ノ絶對ニ有セラル、モノデナイ、今日ノ花井君ノ申スコトハ絶對ニ憲法上間違ツ議論ト云フコトヲ私ハ確信シテ居ルノデア、其論ハ申シマセヌガ、勅令ナルモノハ法律ニ於テ改廢變更ガ出來ナイト云フ議論ヲ有セラレカドウカ、ツレヲ短刀直入ニ伺ヒマス

○高柳覺太郎君 議場整理ノタメニ憲法ノ討論ハ御免ヲ蒙リタイ
(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)

○法學博士花井卓藏君 御問ガゴザイマシタ以上ハ、御答ヲ致サヌト云フコトハ敬禮デナイ、(議論ハ盡キテ居ル)ト呼フ者アリ)私ハ御問ニ對シテ御答ヲシナケレバナラヌノデア、松田君ハ法律ハ萬能ナルト申サレタ、勿論萬能ナル、萬能ナリト雖モ憲法ノ條規ヲ以テ定メラレタル權域ト云フモノヲ紊ル譯ニハ參リマセヌ、法律ハ法律、命令ハ命令、立法部ノ有スル權限ハ立法部ノ有スル權限、行政部ノ有スル權限ハ行政部ノ有スル權限、萬能ナルガ故ニ憲法ノ定メタル諸般ノ權域ヲ紊リテ、ドノ區域ヲモ侵シ得ルト云フガ如キ萬能ハ、憲法法律ハ夢ニダモ持ツテ居ラヌノデアゴザイマス、此點ハ御注意ニ相成シ然レベキコトデアラウト思ヒマス、而シテ又憲法第九條ノ御引用デゴザイマスガ、憲法第九條ハ通常命令ノ規程デアツテ、本案ニ關スル御質問ト致シテ、沒交渉デアルト云フコトヲ御答致シテ置キマス、詳細ハ松田君ト爭フベキトキハ院ノ内外ニ於テ幾度モゴザイマセウカラ、是デ御満足ヲ望ミマスガ、今一般ノ御攻究ヲ煩シタイト思ヒマス

○松田源治君 モウ一ツ別ナ質問ガアリマス、次ノ質問、花井君ハ委任立法ヲ憲法違反ナリト叫ンデ居ル論者デア、憲法違反ナリト叫ンデ居ルヲ拘ハラズ、第二十二議會

ニ於テ憲法違反デアルカドウカト云フコトハ攻究シナケレバナラヌト云フコトニ論ガ少シ弱クナツテ來テ居ル、而シテ憲法上爭議ハ十分アル、疑義ハアル、疑義アリ爭議ノアルコトハ帝國議會ハ面目上避ケナケレバナラヌト云フコトノ論ヲ有セラレテ居ルコトヲ御方デア、即チ此委任立法、花井君ノ今日提出シタルコロノ委任立法ハ花井君ハ憲法違反デア、然レニ今日ハ其説ガ改良サレタカ、改惡サレタカ知リマセヌケレドモ、政府カラ提出スベキ當然ノ議案ナルニ拘ハラズ、花井君ハ今日マデ憲法違反、憲法違反デアナイシテモ憲法ノ疑義ニ屬シテ居ル立法權ノ委任ニ關スル法律案ヲ自カラ出シタルハ如何ナル論據ヲ有セラレテ居ルカ、本員ノ考ニ依リマスレバ緊急勅令ノ事後承諾案ハ委員付託ニナツテ居ルノデア、花井君ノ議論ヲ貫徹スレバ緊急勅令ニ向デ——テ勅令三百二十四號ニ向ツテ否認スレバ宜シノデア、否認シタイエラバ政府ガ朝鮮ノ統治ノ上カラ日本ト同一ノ法制ニ於テ統治スルコトガ出來ナイト云ウタナラバ、政府ハ頭ヲ下ゲテ吾々議員ニ向ツテ此立法權ヲ委任シテ與レンカト云フ案ヲ政府自ラ出スガ當然ノ處置ト思フノデア、然レニ早計ニモ未ダ緊急勅令ガ委任立法ニナルモノト致シテ宜シイカドウナルカ分ラヌノ、政府ノスベキコトヲ花井君ハ今日マデノ持論ヲ御拋棄ニナリマシテ、帝國議會ノ面目トシテ避ケナケレバナラヌトコロノ委任立法ニ關スル法律案ヲ自ラ進ンデ御出シニナツタハ如何ナル理由デア、カト云フコトヲ質問致シタイノデアリマス

○法學博士花井卓藏君 是モヤハリ御尋デゴザイマスカラ御答ヲ致スノデアリマス、諸君ハ定メテ御迷惑デゴザイマセウガ、問ヲ受ケタ私デゴザイマスカラ、御答ヘスルダケノ機會ハ御與ヘテ願ヒマス、(「ヤルベシ」ト呼フ者アリ)松田君ノ仰セラレル如ク、本員ハ委任命令ヲ以テ憲法違反ナリト當議場ニ屢々絶叫シタルコロノモノデア、而シテ近ク數年前ニ於テ違憲ナリト論斷スル學理上ノ根據ハ之ヲ違憲ニアラズトスル議論ノ根據ト立立スル位ノ割合デア、本員ハ寬大ナル學理ノ調和トシテ違憲ナリヤ否ヤハ疑問デア、假ニ違憲ナラズトシテモ憲法上ノ疑義ナリト論議タルコト、松田君言ハル、トコロノ如シデアリマス、而シテ又此法案ヲ提出致シタルコトニ付テ政府自ラ爲スベキコトヲ議員進ンデ之ヲ爲スハ如何ナル理由ナリヤト云フコトヲ御尋ニナツタデアリマス、此點ニ付イデハ誤解ノナキヤウニ御答ヲ致シテ置キタイ、又憲法上ノ問題トシテ確ニ御聽取ヲ願ヒタイト思フノデア、本員ハ立法ノ權ヲ有スルコトヲ政府ヨリハ議院ニ於テ之ヲ有スルヲ以テ寧ロ正式正當ナリト信ジテ居ルノデア、政府ガ法律案ヲ出スノヲ待ツガ宜イデハナイカ、議院自カラ立法權ヲ有シナガラ止メタラ宜イデハナイカト云フ御尋ニ歸著致スノデアゴザイマスガ、立法ノ權ニ付テハ政府以上ニ議院ハ持ツテ居ルモノト思フ、(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)憲法ノ條規ニ則リマシテ本員ハ此法律案ヲ提出致シタルノデア、政府ナドノ力ヲ借リナイノデア、議院當然ニ有スル立法權ヲ行用シタルガ乃チ本案デアツテ、汝其權利ノ行用ヲ暫ク見合セテ政府ノ行用ヲナスヲ待テト仰シタル御質問デゴザイマスガ、是ハ少々理窟ニ違ヒハシナイカト考ヘテ居ルノデア、而シテ理論然ルノミナラズ、實例ニ於キマシテモ前年ノ議會ニ於テ本案ト同様ノ例ヲ襲踏致シテ、議院ノ贊同ヲ得タコトガアルノデアリマス、政友會ノ領袖元田肇君、進歩黨ノ領袖鳩山和夫君、當時本員ト同一ノ案ヲ提出セラレマシテ、本員提出セシ以後二十日ニ於テ提出セラレマシテ而シテ兩者共ニ成立チマシテ、責任解除ノ意義ニ於テ承諾ヲ與フ、然レドモ法律事項ハ法律事項ナルガ故ニ、議院當然ノ權能ニ依ツテ立法ヲ爲スノ優レニ如カズト云フノデ、本案ト同ジ事例ハ滿場一致ヲ以テ通過致シテ居ルト云フ先例ガゴザイマス、松田君當時議席

ヲ保タルザリシ故ヲ以テ御承知ゴザイマセヌカ知レマセヌガ、議院典例ハ照シテ日星ノ如シデアルト御答致シテ置キマス

〔討論終結〕下呼フ者アリ

○松田源治君 發言權ノ許可ヲ得テ居リマス、御黙リナサイ、私ノハ花井君ニ誤解サレテ居ル、花井君ノ年來主張シタコロノ憲法違反、竝ニ少クモ憲法違反デナクテモ帝國議會ノ面上委任立法ハ爭議アリ疑義アルカラ避ケナケレバナラヌト云フコトハ、繰返シ、絶叫サレタルトコロノ花井君デアル、然ルニ自ラ進シテ斯ル案ヲ出シタノハ如何ナル理由デアルカ、數年來ノ御論ハ御拋棄ニナラヌデアアルカト云フノガ私が主タル質問ノ趣意デアリマス、ドウカ此要點ニ向テ御答ヲ願ヒタイ

○法學博士花井卓藏君 成程私ノ議論ノ變遷沿革ヲ語レヨト云フ御趣旨ノヤウニ聽エマス〔無用々々〕下呼フ者アリ〔私ハ松田君ノ御尋マデモナク研究ノ結果發見シタル理窟ニハドモマデモ隨テ參ル趣旨デアリマス、委任立法ハ憲法上ノ疑義アリトスルナラバ、其委任立法ヲ是認セル此法案ヲ提出センハ如何ナル理由ナリヤ、斯ウ云フ御論點デアアル、成程憲法上ノ疑義デハゴザイマス、併ナガラ此疑義アルガ故ヲ以テ勅令案ヲ承認スルト云フコトニ致シマシタナラバ、立法院ノ司ルベキ立法權ヲ侵サレタル儘ニシテ、法律ヲ以テ定ムベキ法律事項ハ命令ニ讓ラレタル儘ニシテ居ルト云フ、此害ニ比スレバ、疑義ノ若干ハ犧牲ニ供シテモ、憲法ノ條規ニ則ルヲ可ナリトスルト云フ比較論ヨリ提出シタ案デアリマス、尙御尋ガアレバ御答致シマスガ、要スルニ憲法上ノ議論ト致シマシテ、尙一段ノ御攻究ヲ願ヒタイト申シテ置キマス

○菅原傳君 本案ハ憲法上勅令法律等ノ關係ヨリ論ジマシテモ、餘程重大ナル案件デアリマスカラ、直ニ此場合ニ於テ可否ヲ決定スルト云フコトモ如何ト思ヒマスカラ、委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス、サウシテ其委員ハ勅令三百二十四號外十一件ノ委員同ニ一委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕下呼フ者アリ

○議長〔長谷場純孝君〕 本案ハ憲法上ニモ重大ナル關係ヲ有シテ居ル議案デアアルカラ、直ニ可否ヲ決セズシテ勅令第三百二十四號外十一件ノ委員ニ付託シタイト云フ動議ガ出マシタ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

○議長〔長谷場純孝君〕 御異議ガナイト認メマスカラ、其通り決シマス——日程第六、鐵道建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス——提出者長崎登君

第六 鐵道建設ニ關スル建議案〔阿部德三郎君外二名提出〕

鐵道建設ニ關スル建議案

一 巖手縣下盛岡ヨリ分岐シテ秋田縣下生保内、角館ヲ經テ大曲ニ接續スル鐵道
一 秋田縣下追分ヨリ分岐シテ船川ニ至ル鐵道
右鐵道ハ産業ノ發達ヲ計リ交通ノ不備ヲ補ハムカ爲急設ヲ要スルモノト認ム依リテ政府ハ速ニ相當ノ處置ヲ執リ建設ニ著手アラムコトヲ望ム

右建議ス

○長崎登君 本建議案ノ第一號ハ昨年本會ニ於テモ建議案ハ可決セラレ、其結果トシテ政府ニ於テモ是ガ調査ヲサレタデアリマスカラ、既ニ其線路ノ性質モ明カナナッ

テ居リマス、而シテ此線路ハ巖手縣ト秋田縣ノ最モ中央部ニ通ズルモノデアリマシテ、尙盛岡秋田等ヲ聯絡スルニ於テ、最モ近キ線路デアリマス、其交通ノ便益ハ他ノ此等ニ比較スベキ線路ヨリ以上デアルト云フコトヲ感ズルガ故ニ、速ニ是ガ建設ニ著手セラレンコトヲ望ム次第デアリマス、第二號ハ既ニ政府ニ於テモ是ガ必要ヲ認メラレテ居ル線デ、船川ニ對シテ其開發上最モ必要ヲ感ズルガ故ニ、本建議ヲ提出シタ次第デアリマス、評シキコトハ委員會御話申上ゲタイト存ジマス

○議長〔長谷場純孝君〕 此場合日程第七、陰陽連絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題トナシ提出者ニ説明ヲ致サセタイト思ヒマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

○議長〔長谷場純孝君〕 御異議ガナケレバ提出者恆松隆慶君

第七 陰陽連絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案〔恆松隆慶君外四名提出〕

陰陽連絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案

山陰山陽ハ其ノ地密邇シテ其ノ勢相依憑スルコト猶人ノ腹背相俟ツカ如シ獨リ中央山系ノ險難アリテ其ノ交通ヲ阻ミ連絡ヲ薄カラシムルヲ憾ム而シテ山陰鐵道ハ山陽線ヨリ二十餘年後レタリト雖今ヤ之ト並行シテ將ニ建設ニ著手セラレムトス然ルニ此ノ山系ヲ橫斷シテ陰陽兩線ヲ連絡スベキモノハ東伯耆國ヨリ西長門國ニ至テ東西數十里ノ間ニ於テ唯一ノ廣江線アルノミ是レ實ニ形ノ然ラシムルコトナリ即チ廣江線ハ廣島市ヨリ起リ備後國三次町ヲ經テ石見國津江〔濱田ヨリ〕垣道〔六里〕ニ達シ山陰縱貫線ニ連接スルモノニシテ從來此ノ間ノ連絡ハ唯江ノ川及人肩馬背ニ依リテ僅僅ニ之ヲ達セシノミ然レトモ廣島ハ即チ中國ノ浪華ニシテ三次ハ兩道ノ略中央ニ位スル商業の中樞陰陽貨物ノ互市場タリ故ニ每歲巨萬ノ貨物ヲ吐吞ス而シテ濱田ハ此ノ方面唯一ノ對韓貿易港ニシテ又石見ノ首都ナリ故ヲ以テ本線開通セハ藝備石三國人文ノ發展富源ノ開拓産業ノ振起ニ一新面目ヲ開クノミナラス陰陽兩縱貫線ノ效用ヲ營養トモ亦此ノ連絡アリテ始メテ功ヲ完ウスヘシ依リテ政府ハ速ニ本線ヲ建設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔恆松隆慶君登壇〕

○恆松隆慶君 唯今日程ニ上ツテ居リマスコロノ陰陽聯絡廣江鐵道速成ノ建議案デアリマスガ、是ハ廣島縣下カラ起リマシテ三次川本ヲ經テ、島根縣トノ江津ニ達スル線路デアリマス、諸君ノ御承知ノ如ク廣島ハ中國ノ最モ樞要ノ地デゴザイマシテ、國家有事ノ際ニハ天下ノ兵ノ集ル所デアリマス、最モ交通機關ノ必要ナル所デアリマス、其廣島ヨリ起ツテ三次ハ即チ備後雲州等ノ咽喉ノ地トモ言フベキ所デ、最モ貨物ノ多キ集散地デゴザイマス、又川本ト云フ所ハ石見國ニ於テ最モ物產ノ集ル所デ又有名ナ江川ニ沿ウタ所デアリマシテ、江津ハ江川ノ下流ニシテ船舶出入シ、又石見ノ首都タル濱田ニ僅カ六里デアリマス、濱田港ハ貿易ノ輸出港トナリマシテ、月々進歩致シテ居リマス、又其所ニハ聯隊モアリマス、此鐵道ガ廣島ヨリ江津ニ達シ、而シテ山陰縱貫線ニ聯絡致スコトナリマシタナレバ、獨リ廣島縣島根縣ノミナラズ山陰山陽ノ人文ノ發展、富源ノ開拓、産業ノ振起ニ一新面目ヲ開クコトコロノ大關係ヲ有スル鐵道デアリマス、是ガ聯絡ヲ致シマシタコトナレバ、陰陽線ト云ウテモ宜シヤウナ利益モ可ナリアル鐵道デアラウト

思ヒマス、サウシテ左程難工事デモ無イノデアリマス、是ハ所謂豫定線デゴザイマスシ、是マデ讀會ニモ一二度上リマシテ、全會一致ヲ以テ可決セラレタコトモアリ、又請願書モ委員會ヲ採擇ニツタコトモ一二止ラス問題デアリマス、ドウカ速ニ諸君賛成セラレマシテ、此建設ヲ至急ニセラシメテ望ムト云フ建議案デゴザイマス

○菅原傳君 唯今長崎登君、恆松隆慶君ヨリ説明セラレタル二建議案一括シテ議長指名十八名ノ特別委員ニ付託セラシメテ望ミマス

(賛成「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 日程第八、鐵道建設ニ關スル建議案即チ長崎登君ノ説明サレタコト、日程第七、陰陽聯絡廣江鐵道速成ニ關スル建議案、此二案ハ一括シテ議長指名ノ特別委員十八名ニ付託スルコト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、其通リ決シマス——次ニ日程第八乃至二十一ノ請願ハ、便宜上一件毎ニ委員長ヨリ報告セラレ、ツレバ議題トナシ、採決シテ往クコトニ致シマス、日程第八、特別報告第一號、郵便局設置ノ請願——委員長福井三郎君

第八 (特別報告第一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

(福井三郎君登壇)

○福井三郎君 請願委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、唯今議長カラ述ベラレマシタ第一號ハ、島根縣那賀郡木田村長佐ノ岡延藏ノ呈出ニシテ、河上英君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、郵便局設置ノ請願、其趣旨ハ載セテ文書表ニゴザイマスカラシテ、詳シクハ申上ゲマセヌ、委員會ハ採擇スベキ理由アルモノト認メマシテ、採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 唯今委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無ケレバ、委員長報告通リ採擇スルコトニ決シマス、日程第九、特別報告第六號、郵便局設置ノ請願

第九 (特別報告第六號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ大阪府北河内郡九箇庄村大字高柳二百七十九番地平民農松下岩吉外四十二名ノ呈出ニシテ、藤澤元造君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、其趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、本案モ理由アルモノト認メマシテ、委員會ハ採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告ニ御異議ナケレバ採擇スルコトニ決シマス、日程第十、特別委員報告第十一號、郵便局設置ノ件

第十 (特別報告第十一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ島根縣那賀郡井野蘆谷組合村長三浦慶太郎ノ呈出、河上英君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、請願委員會ハ理由アルモノト認メマシテ、採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議無ケレバ、委員長報告通リ採擇スルコトニ決シマス、日程第十二、特別報告第三號、玉川河身改修國庫支辨工事第一期計畫ニ繰上ルノ請願

第十二 (特別報告第三號) 玉川河身改修國庫支辨工事第一期計畫ニ繰上ルノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ東京府荏原郡入新井村不入斗二百七十二番地平民平林百太郎外二十二名ノ呈出ニシテ、高木正年君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、理由ハ載セテ文書表ニアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メマシテ、採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガ無ケレバ、委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第十三、特別報告第十號、天龍川國庫支辨改修ノ請願、第三十號同上

第十三 (特別報告第十號) 天龍川國庫支辨改修ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ天龍川東緣水防組合長大橋賴摸代理天龍川東緣水防組合長代理山田和一外十一名ノ提出、其次ノ三十號ハ靜岡縣濱名郡河輪村外十六箇町村組合管理濱名郡長天野千代九外十六名ノ呈出ニシテ、共ニ大橋賴摸君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、理由ハ載セテ文書表ニアリマス、採擇ノ理由アルモノト認メテ、委員會ハ採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議無ケレバ委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第十四、特別報告第九號、天龍川橋梁架設ノ請願

第十四 (特別報告第九號) 天龍川橋梁架設ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ天龍川東緣水防組合長大橋賴摸代理天龍川東緣水防組合長代理者山田和一外十一名ノ呈出、外一件ノ三十一號ハ靜岡縣濱名郡河輪村外十六箇町村組合管理濱名郡長天野千代九外十六名ノ呈出ニシテ、兩案トモ大橋賴摸君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ、採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通リ採擇ト決シマス、日程第十五、特別報告第七號、利根川水害豫防工事速成ノ請願外五件

第十五 (特別報告第七號) 利根川水害豫防工事速成ノ請願外五件 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ茨城縣北相馬郡文村大字早尾一番地平民坂本晋齊外八十五名ノ呈出、根本正君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、外五件ハ載セテ文書表ニゴザイマスカラ、茲ニ朗讀ヲ省キマス、以上ノ趣意ハ載セテ文書表ニ詳デアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ、共ニ採擇ト決定致シマシタ、此段ヲ報告ニ及ヒマス

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第十六、特別報告第四號、軍人恩給法附則改正ノ請願外一件

第十六 (特別報告第四號) 軍人恩給法附則改正 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ徳島市大字紙屋町四番地平民元海軍二等水兵豐住三輪五郎外四名ノ呈出、橋本久太郎君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、今一ツノ二十四號ハ岐阜縣稻葉郡大字佐波二千二百七十八番地ノ二、平民元陸軍歩兵一等卒安田初五郎外二名ノ呈出、紹介議員ハ大野龜三郎君デアリマス、以上ノ兩案ノ趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ、兩案トモ採擇ト決定致シマシタ、右報告ニ及ヒマス

(採擇異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第十七、特別報告第五號、羽越線速成ノ請願

第十七 (特別報告第五號) 羽越線速成ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ新潟縣北蒲原郡新發田町平民中屋重道外七十六名ノ呈出ニシテ、丸山孝一郎君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ、採擇ニ決定致シマシタ、此段報告ニ及ヒマス

(採擇異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第十八、特別報告第八號、區裁判所出張所設置ノ請願

第十八 (特別報告第八號) 區裁判所出張所設置 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ静岡縣磐田郡蒲川村長本間芳太郎ノ呈出ニシテ、大橋頼摸君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メ採擇ニ決シマシタ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第二十、特別報告第十四號、松江監獄濱田分監移轉ノ請願

第二十 (特別報告第十四號) 松江監獄濱田分監移轉ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ島根縣那賀郡濱田町町長俵平吉ノ呈出ニシテ、河上英君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ文書表ニ詳ニ書イデアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ採擇ニ決シマシタ、此段御報告ニ及ヒマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第二十一、特別報告第十五號、國有土地森林原野下戻申請期間繼續法案制定ノ請願外十四件

第二十一 (特別報告第十五號) 國有土地森林原野下戻申請期間繼續法案制定ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ兵庫縣濱保郡小宅村士族湯淺武外十九名ノ呈出、外十四件ハ文書表ニ詳ニ掲載シテゴザイマスカラ、此處ニ朗讀ヲ省キマス、共ニ宮古盛三郎君外一名ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニ詳デアリマス、委員會ハ理由アルモノト認メテ、悉ク採擇ニ決定致シマシタ、右御報告ニ及ヒマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ニ決シマス、日程第十一、特別報告第二號、水害地方田畑府縣稅免除ノ請願

第十一 (特別報告第二號) 水害地方田畑府縣稅免除ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ茨城縣稻敷郡太田村平民農吉小神仁外四十七名ノ呈出ニシテ、根本正君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、趣意ハ載セテ文書表ニ詳ナリ、委員會ハ理由アルモノト認メテ、採擇ニ決定致シマシタ、此段御報告ニ及ヒマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ニ決定シマス、日程第十九、特別報告第十二號、區裁判所出張所設置ノ請願

第十九 (特別報告第十二號) 區裁判所出張所設置 (委員長報告)

○福井三郎君 本案ハ島根縣那賀郡杵束村長栗栖太三郎ノ呈出ニシテ、河上英君ノ紹介ニ係ルモノデアリマス、理由ハ載セテ文書表ニ詳ナリ、委員會ハ理由アルモノト認メテ、採擇ニ決シマシタ、此段御報告ニ及ヒマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ、委員長報告通り採擇ト決シマス——諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
未成年者飲酒取締ニ關スル法律案

提出者 根本 正君

區裁判所名稱變更ニ關スル法律案

提出者 山岡 國吉君

一石橋爲之助君ヨリ財政上ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

○議長(長谷場純孝君) 本日議長ニ委託セラレタル特別委員ノ指名ハ、公報ヲ以テ御通知致シマス、次回ノ議事日程ハ、公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會
午後二時十一分散會